

事例にみる

遺言能力判断の考慮要素

— 心身の状況、遺言の内容、合理性・動機等 —

著 平田 厚（明治大学専門職大学院法務研究科教授・弁護士）

新日本法規

インデックス

序 章 考え方と傾向

		ページ
1	全体的な考え方	3
2	第1章における傾向	5
3	第2章における傾向	6
4	第3章における傾向	8

第1章 認知症が軽度～中等度の場合

第1 遺言能力が認められた事例

No.	裁判所 判決年月日	スケール 重視	スケールの 点数	スケール 以外も重視	内容の 単純性	動機の 合理性	後見審判 等の影響	遺言の 種類	ページ
[1]	東京地裁 平24・7・6	○	HDS-R 15	○	○	○	×	公正 証書	13
[2]	東京地裁 平27・3・25	○	MMSE 28	—	○	○	×	自筆 証書	16
[3]	東京地裁 平27・6・24	○	MMSE 20	—	○	○	—	自筆 証書	20
[4]	東京地裁 平29・2・22	○	HDS-R 13	○	○	○	—	公正 証書	23
[5]	東京地裁 平30・7・19	○	HDS-R 26⇒14	—	○	—	○	自筆 証書	26
[6]	東京地裁 平31・1・18	○	HDS-R 14	—	○	○	×	公正・ 自筆	30
[7]	東京地裁 令元・8・23	○	HDS-R 十点台 後半	○	○	○	—	自筆 証書	34
[8]	東京地裁 令元・11・18	○	MMSE 15 HDS-R 14	○	○	○	×	公正 証書	38
[9]	東京地裁 令2・6・12	○	NIHSS 0	○	—	—	—	公正 証書	41
[10]	東京地裁 令2・8・13	○	MMSE 17	○	○	○	○ (保佐)	自筆 証書	44

No.	裁判所 判決年月日	スケール 重視	スケールの 点数	スケール 以外も重視	内容の 単純性	動機の 合理性	後見審判 等の影響	遺言の 種類	ページ
[11]	東京地裁 令2・9・15	○	HDS-R 14~16 MMSE 18	○	○	○	×	自筆 証書	48
[12]	東京地裁 令2・10・8	○	HDS-R 17	○	○	○	×	公正・ 自筆	51
[13]	東京地裁 令3・3・17	○	HDS-R 24	○	○	○	—	自筆 証書	54
[14]	東京地裁 令3・3・25	○	HDS-R 23.5	○	○	○	—	自筆 証書	57
[15]	東京地裁 令3・4・21	○	HDS-R 15	○	○	○	—	公正 証書	60
[16]	東京地裁 令3・7・6	○	HDS-R 15	○	○	○	—	公正 証書	63
[17]	東京地裁 令3・7・9	○	MMSE 20	—	○	○	×	公正 証書	66
[18]	東京地裁 令3・7・14	○	HDS-R 19 MMSE 20	—	○	○	—	公正 証書	69
[19]	東京地裁 令3・7・16	○	HDS-R 20⇒12	○	○	—	—	自筆 証書	72
[20]	東京地裁 令4・1・28	○	HDS-R 15	—	○	○	—	公正 証書	75

第2 遺言能力が認められなかった事例

No.	裁判所 判決年月日	スケール 重視	スケールの 点数	スケール 以外も重視	内容の 単純性	動機の 合理性	後見審判 等の影響	遺言の 種類	ページ
[21]	東京高裁 平22・7・15	○	HDS-R 20⇒11	○	—	×	○	公正 証書	78
[22]	高知地裁 平24・3・29	×	HDS-R 13	○	×	×	○	公正 証書	81
[23]	東京地裁 平25・1・15	○	HDS-R 12⇒4	○	○	×	×	自筆 証書	85
[24]	神戸地裁 尼崎支部 平26・3・7	×	HDS-R 13	○	—	—	—	公正 証書	88
[25]	東京地裁 平27・1・21	×	HDS-R 14	○	○	×	×	自筆 証書	91

[10] 長女と二女ら（二女と養子で二女の夫）との間で、5通作成された遺言が有効か無効か争いとなった事案で、MMSEは17点であったものの、鑑定書で軽度との診断が記載されており、遺言の内容は一貫しており、長女にも遺産を分けてあげたいと考えたとしても不自然ではないとして、全ての遺言が有効と判断された事例

（東京地判令2・8・13（平30（ワ）38256））

考慮された事情

①心身の状況	亡Aについては、本件鑑定書（平成29年5月2日付け）において、混合型認知症を有しているがその程度は軽度とされており、亡Aの混合型認知症においても、症状が進行する可能性はあっても改善する可能性はないことと併せて考慮すれば、本件鑑定書作成時より前の本件遺言5作成時ないしはそれ以前の遺言作成時においても亡Aの遺言能力に問題があったとは認められない。
②遺言の内容	本件各遺言は、作成時期が異なるにもかかわらず、本件駐車場については本件各遺言全てにおいて、Cビルについては本件遺言2ないし本件遺言5において、いずれも反訴被告に相続させるとの内容で一貫している内容であった。
③合理性・動機	亡Aが、一方では家業を守っていくことを大事と考えていても、本件各遺言作成時に反訴被告に遺産を分けてあげたいと考えたとしても不自然なことではない。
④スケールの実施	遺言2作成の4か月後、遺言3作成の4か月前のMMSEの結果は17点であった。
⑤後見開始審判等	後見開始審判の申立てに対して、混合型認知症の程度は軽度とされ、平成29年7月18日、保佐開始の審判がなされた。

概要

当事者	A（被相続人、遺言者） B（Aの夫） X ₁ （反訴原告：Aの養子、X ₂ の夫） X ₂ （反訴原告：Aの二女） Y（反訴被告：Aの長女）
-----	---

遺言年月日	平成24年2月9日：自筆証書遺言（遺言1） 平成26年3月13日：自筆証書遺言（遺言2） 平成26年11月6日：自筆証書遺言（遺言3） 平成26年12月11日：自筆証書遺言（遺言4） 平成27年7月12日：自筆証書遺言（遺言5）
昭2・〇・〇	A、出生（遺言時84～88歳）
平14・11・5	A、B死亡により、反訴原告らと同居
平15・9・29	A、公正証書遺言を作成
平20・1・21	A、上記公正証書遺言を全部撤回して反訴原告らに相続させる公正証書遺言を作成
平24・2・9	A、遺言1を作成
平26・3・13	A、遺言2を作成
平26・7・3	MMSE 17点、アルツハイマー型認知症の診断
平26・11・6	A、遺言3を作成
平26・12・11	A、遺言4を作成
平27・7・12	A、遺言5を作成
平28・12・11	A、介護付有料老人ホームに入居
平29・3・9	後見開始審判の申立て
平29・7・18	保佐開始審判
平30・7・22	A死亡

裁判所の判断

【①心身の状況】

亡Aについては、本件鑑定書（平成29年5月2日付け）において、混合型認知症を有しているがその程度は軽度とされており、亡Aの混合型認知症においても、症状が進行する可能性はあっても改善する可能性はないことと併せて考慮すれば、本件鑑定書作成時より前の本件遺言5作成時ないしはそれ以前の遺言作成時においても亡Aの遺言能力に問題があったとは認められない。

【②遺言の内容】

本件各遺言は、作成時期が異なるにもかかわらず、本件駐車場については本件各遺

言全てにおいて、Cビルについては本件遺言2ないし本件遺言5において、いずれも反訴被告に相続させるとの内容で一貫しており、本件各遺言作成時において亡Aが本件各遺言の内容どおりの意思であったことが認められる。

【③合理性・動機】

亡Aが、一方では家業を守っていくことを大事と考えていても、本件各遺言作成時に反訴被告に遺産を分けてあげたいと考えたとしても不自然なことではなく、亡Aの判断能力が低下していたことをうかがわせる事情とはなり得ない。

【④スケールの実施】

平成26年7月3日に、MMSE検査を行ったところ、17点との結果となり、アルツハイマー型認知症との診断を受けた。

平成27年10月22日、再びMMSE検査を受けたところ、MMSEは21点となった。

【⑤後見開始審判等】

反訴被告は、平成29年3月9日、東京家庭裁判所に対し、亡Aの後見開始の申立て（東京家庭裁判所平成29年（家）第80746号事件）をした。（中略）

上記後見開始申立事件において、亡Aについて、精神上的障害の有無、内容及び障害の程度等について鑑定が行われた。同年5月2日付けの鑑定書（本件鑑定書）によれば、亡Aは、混合型認知症を有しているが、その程度は軽度とされ、自己の財産を管理処分するには常に援助が必要であり、今後認知症状は進行する可能性はあるが、改善する可能性はないとされた。

東京家庭裁判所は、同年7月18日に、亡Aについて、保佐開始の審判をした。

コメント

本事例は、遺言者が以前に作成された遺言の内容と異なる遺言書を5通作成したため、原告（反訴被告）が遺言有効確認を求め、被告（反訴原告ら）が遺言無効確認を求めた事案である（なお、本訴は取下げによって終了している。）。

5通の遺言書が作成された間に実施されたMMSEの点数は、17点とそれほど高くはなかったが、最後の遺言作成から1年10か月後に作成された成年後見開始審判申立てにおける鑑定書では、混合型認知症を有しているがその程度は軽度とされており、症状が進行する可能性はあっても改善する可能性はないことと併せて考慮すれば、本件鑑定書作成時より前の本件遺言5作成時ないしはそれ以前の遺言作成時においても亡

Aの遺言能力に問題があったとは認められないとして全ての遺言を有効とした。

また、本判決は、本件遺言1ないし5の内容は一貫しており、反訴被告に遺産を分けてあげたいと考えたとしても不自然ではないということも述べている。さらに、最後の遺言5を作成した2年後に成年後見開始審判ではなく、保佐開始審判がなされていることも、遺言者の能力低下が進行しているとはいえ、遺言時にはやはり軽度であったと推認する一要素とされているようである。

[54] 遺言作成の3年前からHDS-Rが9～11点と低く、問題行動などの周辺症状が出ている状態で、既に遺言作成の2年4か月前には任意後見監督人が選任されて任意後見契約が開始していた事案で、遺言内容は単純なものであるものの、遺言者は遺言の意味を理解する能力を有していなかったと判断された事例（東京地判令元・9・24（平29（ワ）17992等））

考慮された事情

①心身の状況	亡Aは、本件第3遺言作成時において、およそ遺言という法律行為の意味を理解する精神的能力を有していなかったと認められる。
②遺言の内容	全遺産を相続人らで等分に相続させるとするものである。
③合理性・動機	言及なし
④スケールの実施	遺言作成の約4年前のHDS-Rは17点、3年前は9点、2年6か月前は11点、9か月前は10点であった。
⑤後見開始審判等	遺言作成の2年4か月前、本件任意後見契約に基づいて、任意後見人をY ₁ 、任意後見監督人を〇〇弁護士とする任意後見が開始された。

概 要

当 事 者	A（被相続人、遺言者） X（原告・反訴被告：Aの子） Y ₁ ・Y ₂ ・Y ₃ （被告・反訴原告：Aの子）
遺言年月日	平成28年2月9日：自筆証書遺言
〇・〇・〇	A、出生（生年月日不明）
平19・9・25	A、公正証書遺言を作成（争いなし）
平22・10・22	A、公正証書遺言を作成（争いなし）
平22・10・22	A、Y ₁ を受任者として任意後見契約
平24・3	HDS-R 17点
平25・2・5	HDS-R 9点
平25・8・15	A、要介護3の認定

平25・8・15	HDS-R 11点
平25・10	A、任意後見監督人が選任され、任意後見契約開始
平25・11～	A、デイケアに通所
平26・7～	A、Y ₁ と同居
平27・5・15	HDS-R 10点
平27・8・3	A、要介護3の認定
平28・2・9	A、自筆証書遺言を作成
平28・7・4	A死亡

裁判所の判断

【①心身の状況】

亡Aは、本件任意後見が開始された平成25年10月の時点において、中程度ないしやや高度のアルツハイマー型認知症の状態にあり、日常的な生活活動に関する判断能力が著しく低下し、金銭の管理や買い物等の日常的な経済活動を介助なしに単独で行うことは困難な状態にあり、こうした状況が回復、改善することなく（むしろ徐々に悪化していったと認められる。）本件第3遺言作成時に至ったと認めることができる。（中略）そうすると、亡Aは、本件第3遺言作成時において、およそ遺言という法律行為の意味を理解する精神的能力を有していなかったと認められる。

【②遺言の内容】

全遺産を相続人らで等分に相続させるとするものである。

【③合理性・動機】

言及なし

【④スケールの実施】

平成24年3月、亡Aには、海馬の萎縮が見られ、改訂長谷川式簡易知能評価スケールで17/30であった。

平成25年2月5日、長谷川式簡易知能評価の結果は、9/30であり、少なくともやや高度の認知症に該当するとされる得点であった。

平成25年8月15日、B医師が行った長谷川式簡易知能評価の結果は11/30であり、中

程度ないしやや高度の認知症に該当するとされる得点であった。

平成27年5月15日、〇〇大学附属病院を受診し、その後の検査の結果、亡Aには、海馬の萎縮が著明であり、改訂長谷川式簡易知能評価スケールで10/30であった。

【⑤後見開始審判等】

亡Aは、平成22年10月22日、任意後見人をY₁とする任意後見契約を締結した。

亡Aについて、平成25年10月、本件任意後見契約に基づいて、任意後見人をY₁、任意後見監督人を〇〇弁護士とする任意後見が開始された。

コ メ ン ト

本事例は、遺言者のHDS-Rの点数が、遺言作成3年前から9～11点という低い点数で、遺言時点では、問題行動などの周辺症状が出ていた遺言者の遺言能力が争われた事案である。

遺言者については、遺言作成の5年4か月前に締結されていた任意後見契約に基づいて、遺言作成の2年4か月前、任意後見人をY₁、任意後見監督人を弁護士とする任意後見が開始されており、既に判断能力が低下していた心身の状況にあった。

遺言の内容は、全遺産を相続人らで等分に相続させるとする単純なものであるが、遺言者の心身の状況が上記のような状態であったため、本判決は、遺言者は、平成28年2月の第3遺言作成時において、およそ遺言という法律行為の意味を理解する精神的能力を有していなかったと認められると判断した。

〔80〕 遺言作成時に94歳と高齢でアルツハイマー型認知症であり、遺言作成の前後には短期記憶や見当識に欠けることがあり、徘徊、物盗られ妄想、尿失禁、不適切な着衣等の症状が見られ、本件遺言の内容が相続人によって取得することになる遺産の種類が異なっている上、相続人が取得することになる本件マンションの共有持分割合が3名とも異なっており複雑な面を有すること等の事情を総合すれば、遺言能力はなかったものと認められた事例

(東京地判令2・11・9(令元(ワ)22267等))

考慮された事情

①心身の状況	アルツハイマー型認知症であり、本件遺言作成の前後には短期記憶や見当識に欠けることがあり、徘徊、物盗られ妄想、尿失禁、不適切な着衣等の症状が見られた。
②遺言の内容	相続人によって取得することになる遺産の種類が異なっている上、相続人が取得することになる本件マンションの共有持分割合が3名とも異なっており、複雑な面を有する。
③合理性・動機	原告らは、Aの母親としての愛情が反映された、Aでなければ思いつかないような内容となっている旨主張するが、Aと被告との関係が悪かったことを認めるに足る証拠はなく、同主張は採用できない。
④スケールの実施	該当なし
⑤後見開始審判等	該当なし

概 要

当事者	A(被相続人、遺言者) X ₁ ・X ₂ (原告ら:Aの子、長男と二女) Y(被告:Aの長女)
遺言年月日	平成27年11月11日:自筆証書遺言
大10・〇・〇	A出生(遺言時94歳)
平27・7・11	A、有料老人ホーム入所

平27・9・1	A、アルツハイマー型認知症の症状
平27・11・11	A、自筆証書遺言作成
平30・6・22	A死亡

裁判所の判断

【①心身の状況】

本件遺言作成時のAが94歳と高齢でアルツハイマー型認知症であり、本件遺言作成の前後には短期記憶や見当識に欠けることがあり、徘徊、物盗られ妄想、尿失禁、不適切な着衣等の症状が見られた。

【②遺言の内容】

本件遺言の内容は、相続人によって取得することになる遺産の種類が異なっている上、相続人が取得することになる本件マンションの共有持分割合が3名とも異なっており、全部の遺産を一人の相続人に相続させる等の遺言と比較して、より複雑な面を有する。

本件遺言には、2か所の訂正箇所にて二重線が引かれて「一字削除」との文字が記載された上で訂正印が押され、さらに、相続分の差が出ていることを説明する一文が記載されている。このように、本件遺言は、遺言内容が複雑であるのみならず、形式面においても技術性が高いとはいえ、しかも、上記のとおりアルツハイマー型認知症であったAが、原告らが主張するような、遺言の書き方が記載された本を参考にして自ら本件遺言を作成することは容易に考え難い。もっとも、遺言能力の程度にかかわらず、司法書士等の専門家の助言によって遺言の形式面を充足させることは可能であるから、この点をAの遺言能力の判断に当たり過大に評価することは相当でない。

【③合理性・動機】

原告らは、本件遺言が主に世話をしてきた原告X₁に一番多く分けるものではなく、Aや原告X₁との関係が必ずしも良好とはいえなかった被告Yにも一定の持分を分けており、Aの母親としての愛情が反映された、Aでなければ思いつかないような内容となっている旨主張するが、Aと被告Yとの関係が悪かったことを認めるに足りる証拠はなく、同主張は採用できない。

本件遺言には、「夫の死後、私をX₁とX₂が心身共に支えてくれた」との記載があり、被告Yは、原告X₂は家庭のことで精一杯の状況にあり、Aの面倒を見られる状況には

なかったなどとして、本件遺言の記載には事実でない部分がある旨主張する。確かに、原告X₂は、その家庭の事情等から、Aの世話を原告X₁や被告Yと同程度に行っていたものではないが、上記記載はAの心情についてのものであり、同記載がAの心情に明らかに反するものであるとは認められない。

【④スケールの実施】

該当なし

【⑤後見開始審判等】

該当なし

コ メ ン ト

本事例においては、遺言者が、有料老人ホームに入所し、アルツハイマー型認知症の症状が継続して見られた状態で、その後の平成27年11月11日に自筆証書遺言を作成したものである。

遺言作成前後にHDS-Rなどの認知症スケールは実施されていないため、心身の能力低下の状況については、認知症の中核症状である短期記憶や見当識に欠けることがあり、徘徊、物盗られ妄想、尿失禁、不適切な着衣等の症状が見られたとされている。そして、遺言の内容が相続人によって取得することになる遺産の種類が異なっている上、相続人が取得することになる本件マンションの共有持分割合が3名とも異なっており、全部の遺産を一人の相続人に相続させる等の遺言と比較して、より複雑な面を有すること等の事情を総合すれば、Aの遺言能力はなかったものと認められ、本件遺言は無効であるとされた。

以上のように、本件遺言は、心身の状況、遺言の内容、遺言作成の動機のいずれの面からしても、認知症スケールを実施していないにしても、その有効性について疑問が生じるものとなっており、遺言の有効性を否定できる事案だったといえる。



新日本法規